

# 一関市子ども健全育成プラン

(新・放課後子ども総合プラン一関市行動計画)

子どもたちの安全・安心を地域全体で見守り、  
健やかな成長を支援する



馬搬体験 馬との綱引き (中里)

(改訂)

令和6年3月

一 関 市  
一関市教育委員会

# 目 次

## **第 1 章 プランの概要** . . . . . 1

---

- 第 1 節 プランの改定にあたって
- 第 2 節 これまでの放課後児童対策の計画
- 第 3 節 プランの性格
- 第 4 節 プランの期間

## **第 2 章 市のこれまでの取組と課題** . . . . . 8

---

- 第 1 節 これまでの取組
- 第 2 節 ニーズ調査及び懇談会の開催結果
- 第 3 節 課題

## **第 3 章 基本理念と基本目標** . . . . . 25

---

- 第 1 節 基本理念
- 第 2 節 基本目標
- 第 3 節 施策の方向性

## **第 4 章 各種施策の実施方針（行動計画）** . . . . . 29

---

- 第 1 節 放課後児童クラブ・放課後子ども教室について
- 第 2 節 地域学校協働活動の推進
- 第 3 節 活動を支える人材の確保と資質向上
- 第 4 節 地域住民・団体、関係機関等との連携

## **第 5 章 プランの推進体制** . . . . . 35

---

### <資料>

1. 放課後子ども教室と放課後児童クラブの実施状況一覧
2. 地域懇談会の概要
3. 一関市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（一部抜粋）

# 第 1 章 プランの概要

---

## 第 1 節 プランの改定にあたって

### 1. 背景

近年、少子化が進み、人口減少社会が到来、核家族化の進行、就労形態の多様化などに伴い、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。また、共働き家庭等の「小1の壁」(※)の打破や放課後における子どもの安全・安心な居場所の確保への取組が求められています。

本市は、「一関市総合計画基本構想 2016（平成 28）年度～2025（令和 7）年度」に掲げる将来像「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」の実現に向け歩んでおり、同構想におけるまちづくりの目標の一つである「自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち」に向けて、子どもたちを地域全体で見守り、心豊かで健やかな成長を支援する仕組みづくりが必要です。

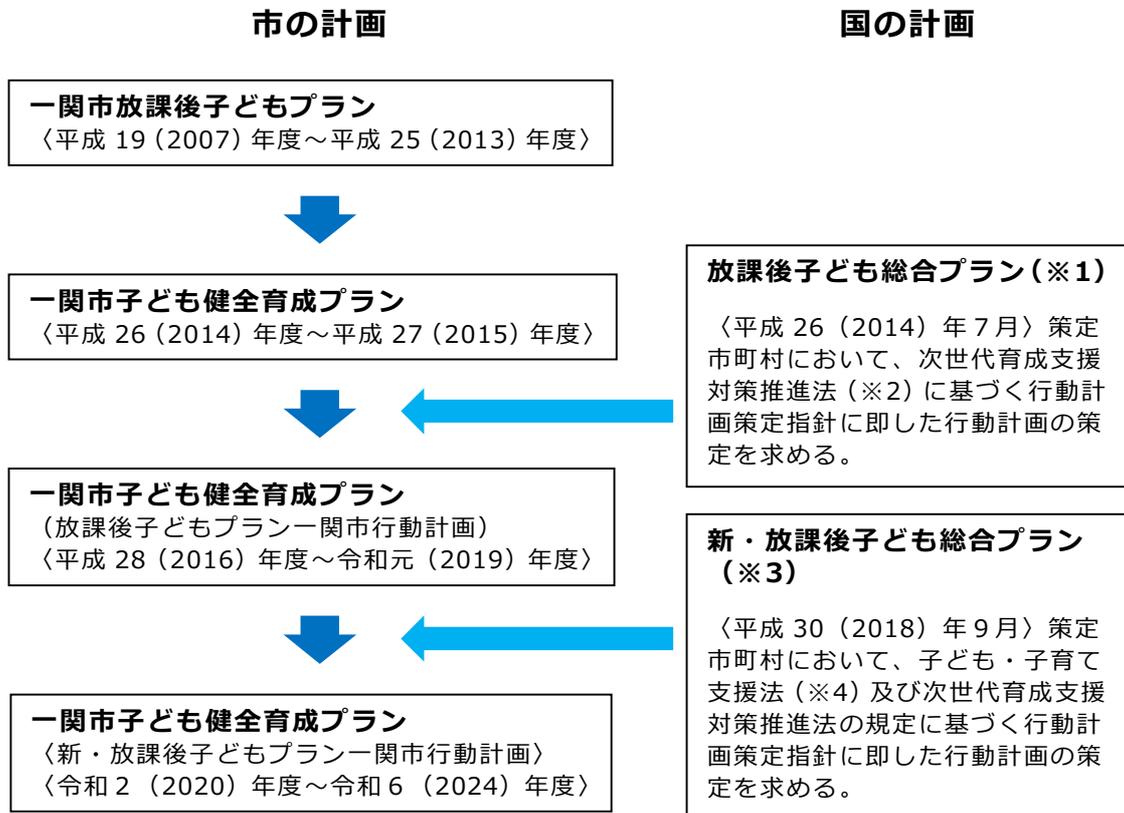
#### ※「小1の壁」

主に、共働きやひとり親世帯において、子どもの小学校入学を機に、仕事と育児の両立が難しくなること

### 2. 趣旨

本プランの見直しにあたっては、子どもたちが心豊かで健やかに成長するために、地域全体で放課後等における安全・安心な子どもの居場所を確保するとともに、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで成長を支援するなどの視点で、これまでの事業成果を検証し、新たな課題にも対応するよう事業の実施方針を明らかにします。

## 第2節 これまでの放課後児童対策の計画



### ※ 1. 放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型(※5)を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるため、国全体での数値目標等を定めたもの

### ※ 2. 次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の必要な事項を定めたもの

### ※ 3. 新・放課後子ども総合プラン

これまでの「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や児童福祉、教育分野における施策の動向も踏まえ、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を打破するとともに、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、国全体で数値目標等を定めたもの

### ※ 4. 子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行と家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法などの法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子どもと子どもを養育する者に必要な支援等を定めたもの

### ※ 5. 一体型

放課後児童クラブと放課後子ども教室を、同一の小学校内等の活動場所において実施しており、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるもの



宿題に取り組む子どもたち（室根東）

## 国（文部科学省、厚生労働省）の「新・放課後子ども総合プラン」の概要

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を打破するとともに、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、国全体で数値目標等を定めたもの

1. 放課後児童クラブについて、令和3年度（2021）末までに約25万人分を整備し、令和5年度（2023）末までに計約30万人分の受皿を整備
2. すべての小学校区で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す
3. 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%で実施することを目指す
4. 市町村行動計画に盛り込むべき内容
  - 1) 放課後児童クラブの見込み及び目標整備量
  - 2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の達成されるべき目標事業量
  - 3) 放課後子ども教室の実施計画
  - 4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施に関する具体的な方策
  - 5) 小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策
  - 6) 教育委員会と市長部局の具体的な連携に関する方策
  - 7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
  - 8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開設時間の延長に係る取組
  - 9) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
  - 10) 利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

### 第3節 プランの性格

1. 一関市総合計画を上位計画とする一関市教育振興基本計画（※1）、一関市子ども・子育て支援事業計画（※2）等の分野別計画との整合を図りながら、放課後児童対策の方向性を示し、総合的かつ計画的に推進するための行動計画として位置づけるとともに、SDGs（※3）（持続可能な開発目標）の推進を目指します。
2. 本プランは、国が実施する「新・放課後子ども総合プラン」と「地域学校協働活動（※4）」の趣旨を踏まえます。

#### ※1. 一関市教育振興基本計画

教育を取り巻く環境の変化に対応するため、目指すべき教育目標を定め、その実現に向けた施策を総合的かつ体系的に示し、教育施策を推進するもの

#### ※2. 一関市子ども・子育て支援事業計画

平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」における幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくことを目指すもの

#### ※3. SDGs（エスディージーズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標

#### ※4. 地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で児童生徒の学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

〈市〉

一関市総合計画

一関市教育振興基本計画  
一関市子ども・子育て支援事業計画

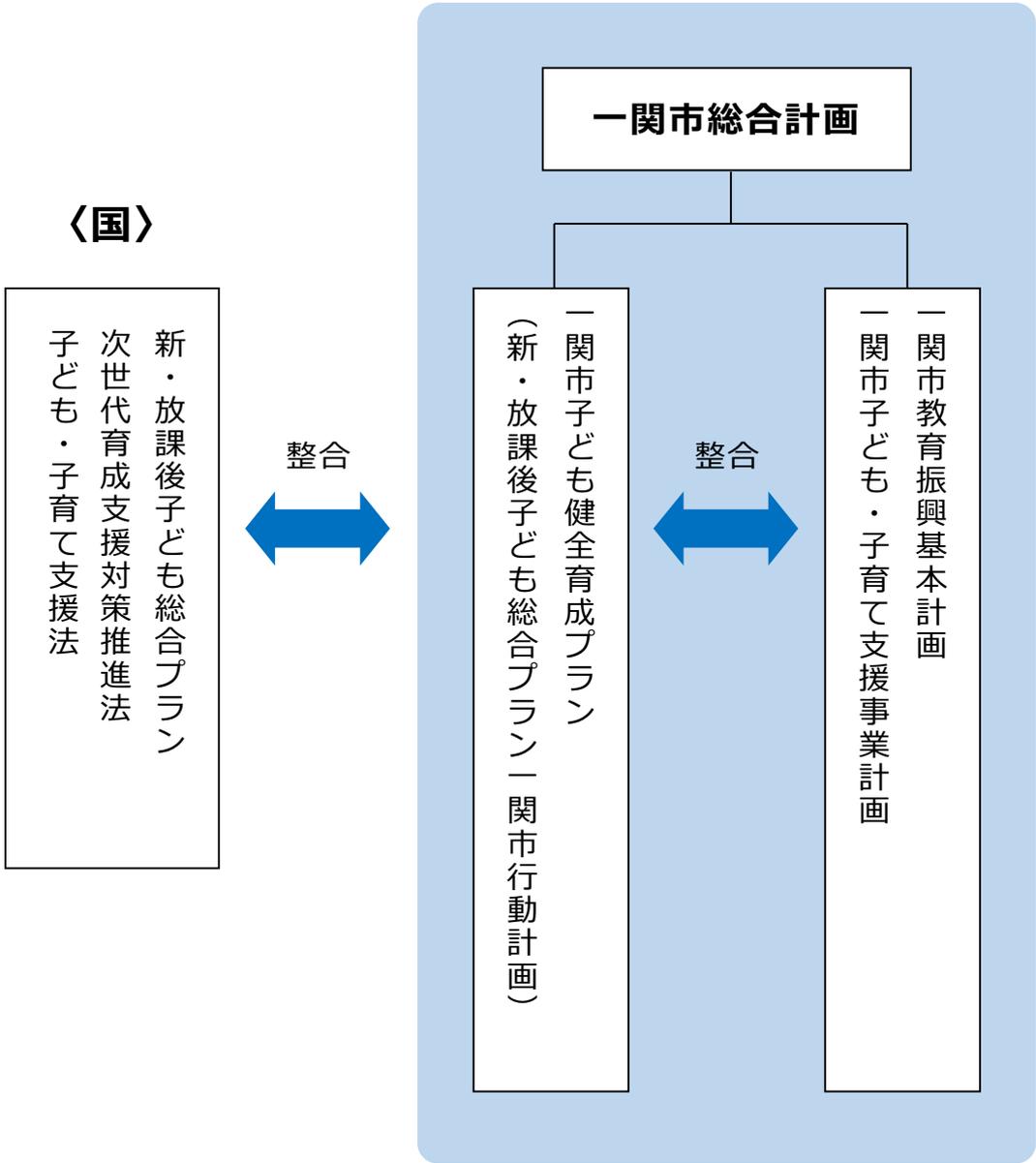
整合

一関市子ども健全育成プラン  
(新・放課後子ども総合プラン一関市行動計画)

整合

〈国〉

新・放課後子ども総合プラン  
次世代育成支援対策推進法  
子ども・子育て支援法



## 第4節 プランの期間

令和2年度（2020）を初年度とし、令和6年度（2024）までの5か年計画とします。プランの期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、プランの見直しを行っていくこととします。



空手教室（赤荻）

## 第2章 市のこれまでの取組と課題

### 第1節 これまでの取組

#### 1. 放課後児童クラブ

厚生労働省では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもたちに、遊びや生活の場を提供するため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を推進しています。放課後に子どもが被害に遭うことへの不安や、共働きなどの要因、安全対策の面からも登録数が増加しています。

市では、昭和63年より事業をスタートさせ、平成19年度からは「一関市放課後子どもプラン」により放課後子ども教室推進事業と連携を取りながら実施しています。

各年度における放課後児童クラブのクラブ数及び延べ入所児童数

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
クラブ数	16	17	17	17	16	17	18
延べ入所児童数 (人月)	6,283	6,166	6,575	7,377	7,552	8,721	9,583

	H28	H29	H30
クラブ数	18	18	18
延べ入所児童数 (人月)	9,910	10,596	11,618

平成21年に16クラブで6,283人の入所児童数が、平成30年には18クラブで11,618人となり、増加しています。

平成 30 年度における放課後児童クラブのクラブ数、登録者数延べ入所児童数

	クラブ数	登録者数	延べ入所 児童数
一関地域	9	683	7,937
花泉地域	2	102	992
大東地域	1	54	648
千厩地域	2	81	931
東山地域	1	30	387
室根地域	1	9	109
川崎地域	1	24	360
藤沢地域	1	21	254



宿題をすませてから遊びます（室根西）

## 2.放課後子ども教室

文部科学省では、平成 19 年度に「放課後子ども教室事業」を創設し、厚生労働省が実施する「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」と連携した総合的な放課後対策「放課後子どもプラン」を推進することとしました。

市では、平成 16 年度に「地域子ども教室推進事業」の取組を開始し、以降、名称の変更などを経て、現在は「放課後子ども教室事業」として実施しています。

文部科学省は、全小学校区への放課後子ども教室の設置を目指していますが、現在、市内 28 校の小学校区の約 4 分の 3 にあたる 21 か所の放課後子ども教室を設置しています。

平成 30 年度は、設置小中学校区の児童生徒 8,345 人のうち 1,300 人が登録しています。

### 各年度における放課後子ども教室の教室数及び延べ参加児童生徒数

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
教室数	20	20	20	21	21	21	21
延べ参加児童生徒数（人日）	32,881	33,392	38,730	43,708	48,703	44,041	44,876

	H28	H29	H30
教室数	23	24	21
延べ参加児童生徒数（人日）	47,759	47,757	42,652

※ H29 千厩地域の 4 教室、真柴が終了したことから H30 年は減少している

平成 21 年に 20 校で 32,881 人の参加児童数が、平成 30 年には 21 校で 42,652 人となり、増加しています。

平成 30 年度における放課後子ども教室の教室数、登録者数延べ参加

	教室数	登録者数	参加者数
一関地域	6	563	8,335
花泉地域	7	330	8,777
大東地域	3	180	14,054
千厩地域	0	0	0
東山地域	2	69	1,923
室根地域	2	145	8,651
川崎地域	0	0	0
藤沢地域	1	13	912



油島っ子まつり（油島）

### 3.学校支援地域本部事業

文部科学省では、平成 20 年度に学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的とした「学校支援地域本部事業」を創設しました。

市では平成 21 年度から事業に着手し、平成 30 年度は一関地域（一関小、南小）、大東地域（大東小、猿沢小、大東中）、東山地域（東山小、東山中）、室根地域（室根東小、室根西小、室根中）で実施しています。

具体的な活動としては、学校の小規模修繕や掲示物の作成、学校図書の整理充実など様々な学校教育環境の整備のほか、授業の補助や登下校の見守りなど、その活動は多岐にわたります。

#### 各年度における学校支援地域本部の本部数及びボランティア延べ参加人数

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
本部数 (実施学校数)	3	3	3	4	6	8
ボランティア 延べ参加人数	436	372	256	315	524	1,032

	H28	H29	H30
本部数 (実施学校数)	8	10	10
ボランティア延 べ参加人数	855	1,199	1,142

## 第2節 ニーズ調査及び懇談会の開催結果

### 1. 一関市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、様々な子育て支援事業に取り組むため、平成27年3月に「一関市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画期間が令和元年度までとなっていることから、令和2年度を始期とする第2期計画の策定を予定しています。

第2期計画の策定に当たり、子育て家庭のニーズの動向を分析し、市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理するため、調査を実施しました。

#### 1) 調査概要

##### ア. 就学前児童用

###### ① 調査対象者

平成30年12月1日現在、市に在住の就学前児童を持つ保護者

###### ② 調査票送付数 1,500人

###### ③ 調査期間 平成31年1月7日から2月6日

###### ④ 調査方法 郵送により調査票を配布・回収

##### イ. 小学生用

###### ① 調査対象者

平成30年12月1日現在、市に在住の小学生を持つ保護者

###### ② 調査票送付数 1,000人

###### ③ 調査期間 平成31年1月7日から2月6日

###### ④ 調査方法 郵送により調査票を配布・回収

#### 2) 調査結果

##### ア. 放課後の過ごし方について

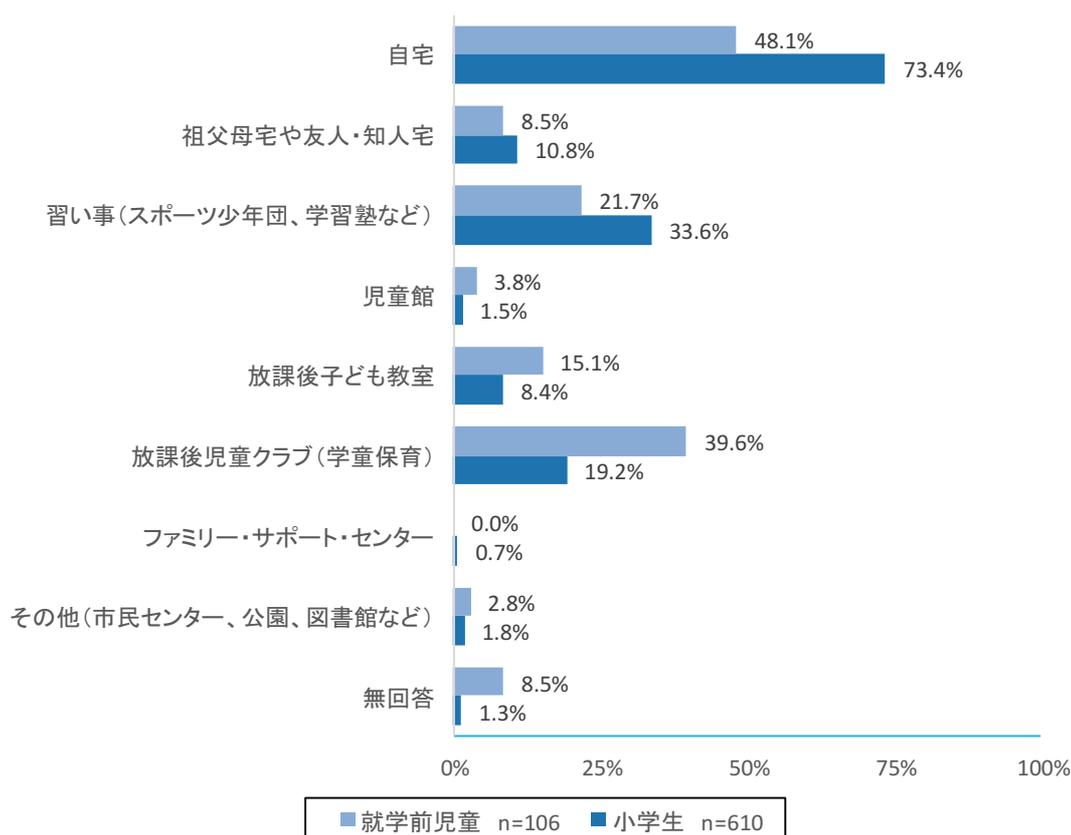
###### ① 平日の放課後の過ごし方の希望について（表1～2）

- ・放課後の過ごし方の希望をみると、就学前児童では「自宅」（48.1%）が最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」（39.6%）、「習い事（スポーツ少年団、学習塾など）」（21.7%）となっています。高学年でも「自宅」（62.3%）が最も高く、次いで「習い事（スポーツ少年団、学習塾など）」（38.7%）「放課後児童クラブ（学童保育）」は26.4%となっています。なお、放課後子ども教室は就学前で15.1%、高学年で18.9%となっています。

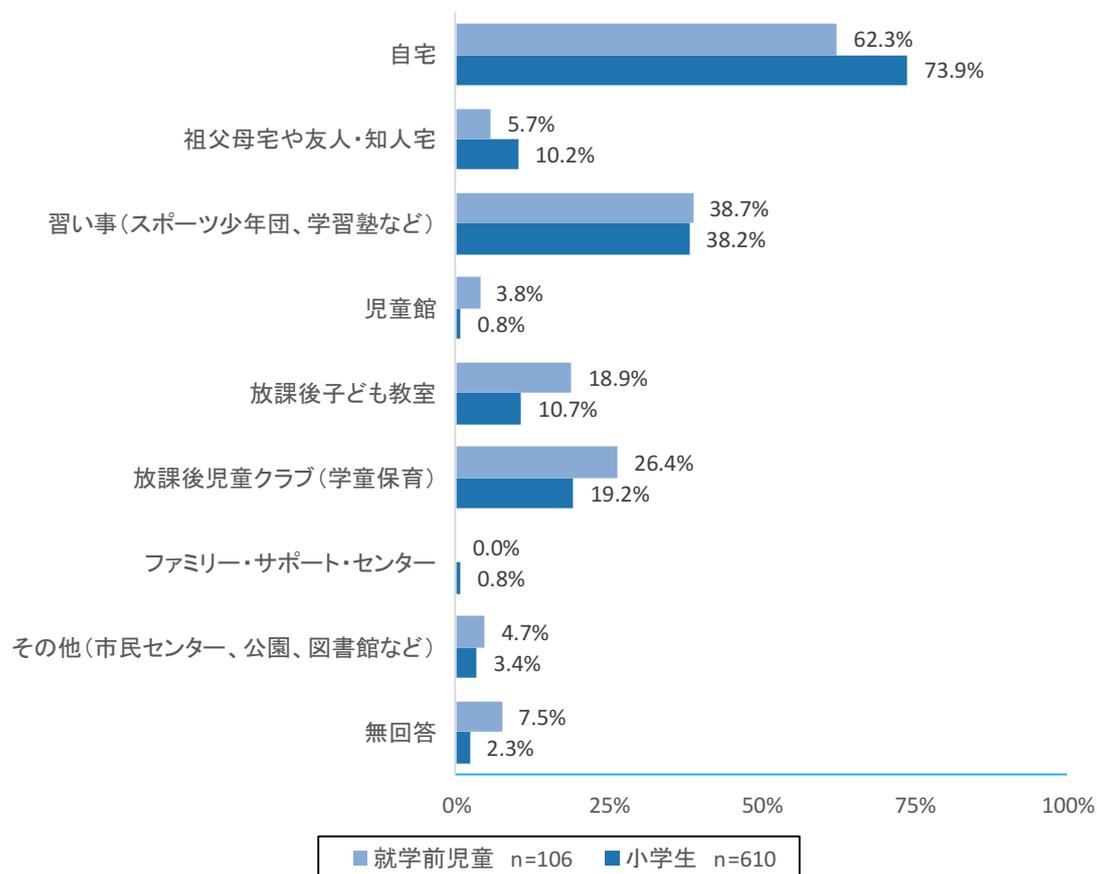
- 小学生では「自宅」(73.4%)が最も高く、次いで「習い事(スポーツ少年団、学習塾など)」(33.6%)「放課後児童クラブ(学童保育)」(19.2%)となっています。高学年でも「自宅」(73.9%)が最も高く、次いで「習い事(スポーツ少年団、学習塾など)」(38.2%)「放課後児童クラブ(学童保育)」は19.2%となっています。なお、放課後子ども教室は小学生で8.4%、高学年で10.7%となっています。

## 放課後の過ごし方の希望

(表1) 放課後に過ごさせたい場所 (小学校低学年時)



(表2) 放課後に過ごさせたい場所 (小学校高学年時)

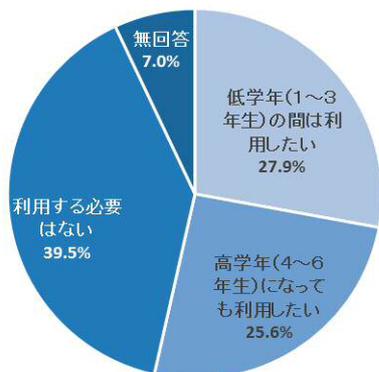


※小学校高学年は4～6年生です。

- ② 就学前児童の土曜日、日曜・祝日、長期休業期間中の放課後児童クラブの利用希望 (表3～5)
- ・放課後児童クラブの土曜日の利用希望をみると、「低学年の間は利用したい」は27.9%、「高学年になっても利用したい」は25.6%となっています。
  - ・放課後児童クラブの日曜・祝日の利用希望をみると、「低学年の間は利用したい」は14.0%、「高学年になっても利用したい」は16.3%となっています。
  - ・長期休業中の利用希望をみると、「低学年の間は利用したい」は29.2%、「高学年になっても利用したい」は24.5%となっています。

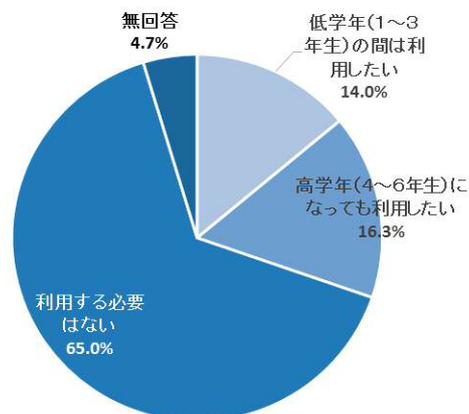
(表3) 土曜日の放課後児童クラブの利用希望

(就学前児童 n=43)



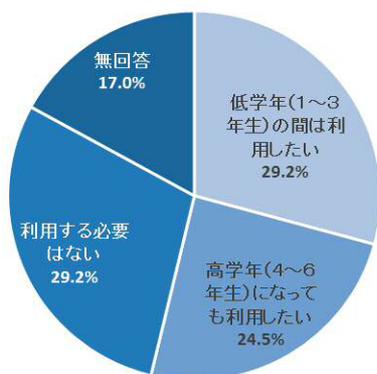
(表4) 日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望

(就学前児童 n=43)



(表5) 長期休業期間中の放課後児童クラブの利用希望

(就学前児童 n=43)

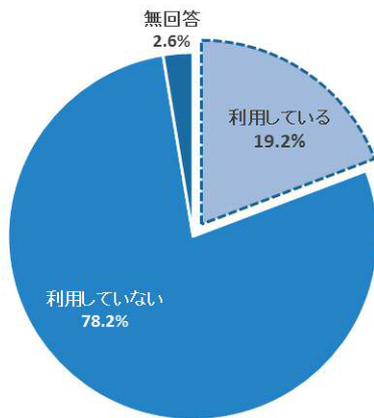


③ 小学生の放課後児童クラブの利用状況 (表6~8)

- ・平日の放課後児童クラブの利用状況をみると、「利用している」は19.2%、「利用していない」は78.2%となっています。
- ・土曜日の放課後児童クラブの利用状況をみると、「利用している」は32.5%、「利用希望はない」は58.1%となっています。
- ・長期休業中の放課後児童クラブの利用状況をみると、「利用している」は84.6%、「利用希望はない」は10.3%となっています。

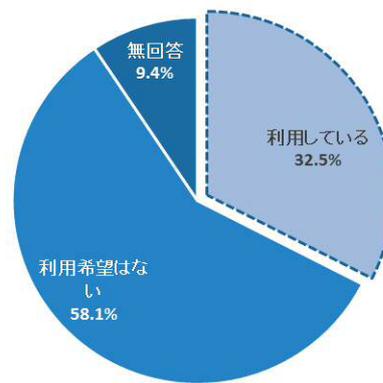
(表6) 平日の放課後児童クラブの利用状況

(小学生n=610)



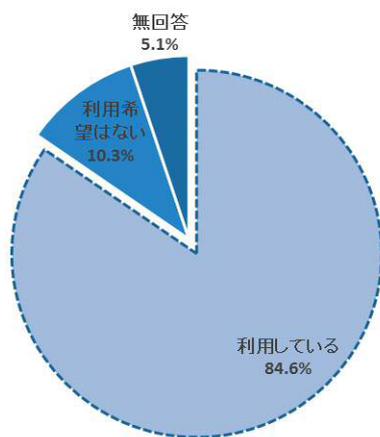
(表7) 土曜日の放課後児童クラブの利用状況

(小学生n=117)



(表8) 長期休暇中の放課後児童クラブの利用状況

(小学生n=117)



## 2.地域での懇談会開催状況（詳細は資料編）

市では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の現状と課題、市民の要望などを把握するため、昨年11月に市内8地域において住民懇談会を開催しました。

- 1) 参加者 小学校長、PTA、放課後子ども教室及び放課後児童クラブの運営主体、同教室及び同クラブ利用児童の保護者、地域協働体など
- 2) 参加人数 合計132人
- 3) 主な意見
  - ・開設場所に関する事（学校統合に伴う開設場所の変更、開設場所までの移動手段、開設場所の増築、空き教室の利用など）
  - ・開設時間に関する事（長期休業中に児童を預かる場所、開設時間の延長など）
  - ・指導員の確保に関する事（人材確保の課題、専門的な知識習得など）

（参考）各地域懇談会での意見等

地域	日時・会場	主な意見
東山	10月29日（火） 東山地域交流センター 大会議室	・子ども教室の会場まで徒歩で移動するのが心配 ・長期休暇中の児童クラブの指導員の体制が心配 ・指導員が専門的な知識を勉強する機会がない、研修会があっても参加することが難しい ・子ども教室は放課後に体験学習ができるので良い
花泉	10月30日（水） 一関市役所花泉支所 東大会議室	・放課後に子どもの受け皿があるのが良い ・子ども教室の指導員の高齢化が進んでいる ・学校統合後も子ども教室を継続してほしい
大東	10月31日（木） 一関市役所大東支所 第3会議室	・指導員の後継者がいない ・子ども教室を学校の近くで開催してほしい ・子ども教室終了時刻に迎えに行くのが難しい

室根	11月5日(火) 一関市役所室根支所 1-1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業期間中は児童クラブが必要</li> <li>・子ども教室の参加児童数が多く、開催場所が手狭</li> <li>・参加児童数に見合った指導員が確保できなかった</li> </ul>
千厩	11月6日(水) 一関市役所千厩支所 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化であるが、児童クラブのニーズは増加傾向にある</li> <li>・小学校の統合により、各市民センターで開催していた子ども教室を終了したことから、今後のあり方の検討が必要</li> <li>・子どもたちの放課後の過ごし方は、スポ少や習い事などがあるが、ほとんどの子どもはそのまま帰宅している</li> </ul>
藤沢	11月7日(木) 藤沢市民センター 視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業中だけでも子ども向け講座や世代間交流、体験メニューなどを市民センターで企画してほしい</li> <li>・児童クラブの指導員を増やしてほしい</li> <li>・ニーズに合わせた開設期間・時間を検討してほしい</li> </ul>
一関	11月11日(月) 一関市役所本庁舎 大会議室A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業中に子ども一人で、家で過ごさせるのは不安である</li> <li>・高学年になっても子どもを児童クラブに預けたいが、低学年で定員が満たされ、預けられない</li> <li>・指導員が高齢で、子どもの動きについていけず、けがが心配</li> <li>・子ども教室での過ごし方を上級生が下級生に伝える場面や学年を超えて遊んでいるところが見られて良い</li> </ul>
川崎	11月14日(木) 川崎市民センター 研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童クラブが現在の規模では手狭になるので学校の空き教室を使わせてほしい</li> <li>・子ども教室を開催しようとする開催場所が問題になる、市民センターまでは距離がある</li> <li>・指導員を派遣する人材バンクがほしい</li> </ul>

### 第3節 課題

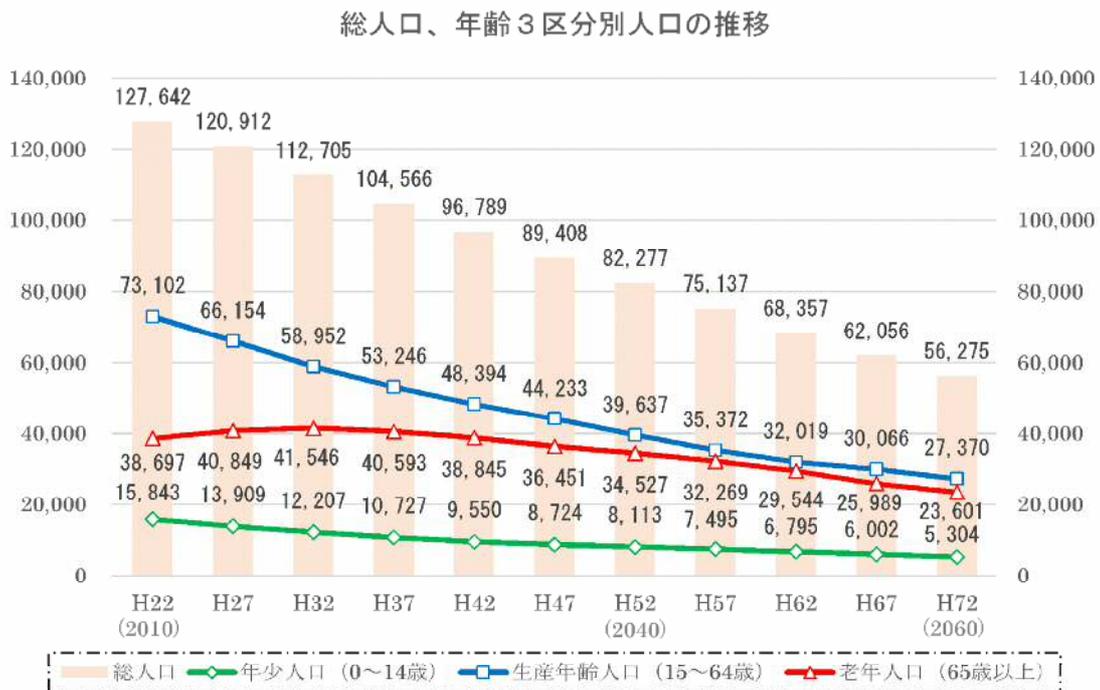
今日、子どもたちを取り巻く環境は、情報化社会の進行や核家族化、地域社会の人間関係の希薄化など、大きく変容しています。また、女性就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭の児童数の増加が見込まれています。そのため、「待機児童」を解消し、「小1の壁」を打破する体制の整備が不可欠となっています。

このことから、就学前児童に対する教育、保育サービスに引き続き、保護者の就労等で昼間、放課後等において家庭に保護者のいない児童に対し、安全・安心な活動場所の整備と、多様な体験・活動を行うことができるプログラムを準備することが必要です。

#### 1. 子どもの状況

##### 1) 市の将来人口推計

平成28年に市が策定した「一関市人口ビジョン」では、令和5年(2023年)には、総人口が約10万5千人となり、年少人口(0歳から14歳まで)については、約1万700人に減少し、老年人口(65歳以上)は、約4万500人に増加すると推計されています。なお、令和22年(2040年)には、総人口が7万5千人程度まで減少する見込みとされています。



「日本の地域別将来推計人口」より(H57以降はまち・ひと・しごと創生本部推計による)

## 2. 放課後児童クラブと放課後子ども教室の課題

### 1) 活動場所

国の新・放課後子ども総合プランでは、学校は、放課後も児童が校外に移動せず安全に過ごせる場所であり、学校の余裕教室（特別教室や図書室、体育館、運動場等を含む）の活用を求めています。

#### ア. 放課後児童クラブ

現在、市内にある 19 のクラブは、主に学校敷地内や学校敷地外の専用施設を活動場所としています。

施設の老朽化や登録人数の増加により、施設の補修や増設が必要なクラブもあります。また、登録希望者が施設規模に対して過大であるため、高学年児童の受入れを制限せざるを得ないクラブもあり、課題となっています。

事故やけがを防止する目的からも、放課後児童支援員等の目が届く状況での活動が求められています。

#### イ. 放課後子ども教室

市内の子ども教室は、平成 30 年度 21 教室を開催していますが、市民センター等の公共施設を利用している教室が 17 教室、小学校を利用している教室が 4 教室となっています。放課後子ども教室の専用施設はないことから、施設の運営主体とよく話し合っ、安心して過ごせる環境の整備が必要です。

また、花泉地域と室根地域では、今後、小学校の統合が予定されており、統合後の開催場所や実施主体について地域での検討が必要です。

### 2) 活動場所への行き帰りの安全確保

放課後児童クラブ、放課後子ども教室の活動中及び活動への行き帰りにおいての事故防止・安全確保について、家庭の中でよく話し合っ、いただくことが必要です。

活動場所が学校または学校の敷地内である場合は、会場までの移動の心配はありませんが、中には活動場所である市民センター等への移動に時間がかかることもあります。

子どもだけの移動については様々な危険性を考慮しなければならず、特に日没が早い冬期間には、交通事故やけが、不審者対策などを十分に考えることが必要です。

### 3) 開設日数、開設時間

#### ア. 放課後児童クラブ

両親の就業等により、主に下校後に保護者が不在となる児童のための「生活の場」として、登校日等は概ね午後6時まで開設しています。また、土曜日や長期休業中は概ね午前8時から午後6時までとなっています。

クラブごとに、保護者の就労状況を考慮し、ニーズに応じて開設時間を延長するなどのサービスの向上を行っています。

#### イ. 放課後子ども教室

現在、放課後子ども教室の開設日数は週2～3回で、開設時間は約2時間～3時間が平均となっていますが、中には週5日開設している教室もあります。ボランティアを含めた地域住民の協力を得て実施することから、教室ごとに開設日数や開設時間にばらつきがみられます。

#### ウ. 多様なニーズに対応できる運営

長期休業中や平日の7時台から19時台まで預けられる事業運営、多様なニーズに対応できる運営について、希望する声があることから、検討する必要があります。

### 4) 活動内容

#### ア. 放課後児童クラブ

子どもたちの放課後の「生活の場」であり、多くは遊び中心ですが、読書や宿題、行事の取組など様々な活動をしています。

また、同じ学区内で「放課後子ども教室」が開催されている連携型の場合、一旦、児童クラブに登所し、子ども教室に参加した後に児童クラブに戻るといように、併用する子どももいます。

特別な配慮を必要とする児童への対応も含め、バランスの取れたカリキュラムを検討する必要があります。

#### イ. 放課後子ども教室

放課後子ども教室は、様々な体験活動や学習活動を行う事業で、伝承文化活動、スポーツ、世代間交流、地域活動への参加などを行っています。また、学力向上を目指し、宿題に取り組んでいるところもあります。

現在の活動内容に加え、その地域の特徴を生かした活動内容をさらに検討する必要があります。

## 5) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型又は連携による実施

文部科学省及び厚生労働省は共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにするため、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型又は連携による実施を推奨していますが、当市においては活動場所が離れていることなどの理由により平成30年度現在で4か所の実施にとどまっています。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動場所について、学校の余裕教室の活用も含めて、地区のニーズを聞き取りながら検討を行うことが必要です。

## 6) 学校支援地域本部事業

平成20年度に創設され、当市においては平成21年度から国庫補助事業を活用して取り組んできました。この事業は、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えること、また、子どもたちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながりを強化し、地域の教育力の向上を図ることを目的に実施しており、平成30年度現在は、市内の小中学校10本部（10校）で取り組んでいます。

今後は、文部科学省が進める「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」の一体的な推進を図るために、研究を進めていくことから、学校・家庭・地域を挙げた生活体験、社会体験、自然体験の機会の創出に向けて、計画的に取り組むことが必要です。



缶けりで駆けまわります（猿沢）

### 3. 活動を支える人材

#### 1) 人材の確保

放課後児童クラブや放課後子ども教室、地域学校協働活動は地域住民が中心となって活動を支えています。

人口減少や住民意識の多様化等の課題があり、地域の人材を発掘し、様々な活動に対する適切な人員の配置が必要です。

#### 2) 人材の資質向上

活動を支えるスタッフは、活動中のけがや事故等の緊急事態への対応方法や魅力ある事業の企画運営などについてノウハウが必要です。特に、子どもの安全対策については、活動中に子どもの命を預かる指導員にとって、実践的で専門的な最新の知識を習得する機会を提供することが必要です。

### 4. 地域住民・団体、関係機関との連携

子どもの健全育成は、子ども、保護者、学校、地域、行政の5者の連携のうえで進めることが必要です。

教育振興運動や本プランでは、さらなる広報活動や、地域への参加呼びかけにより、理解を得て、子どもの健全育成に関わる地域の大人、いわゆる「子どもを見守る地域の大人」を増やすことが必要です。

また、指導員の人材不足が大きな課題となっており、地域団体（自治会、老人クラブ、婦人会など）やNPO、企業へも呼びかけ、協力を得ることも必要です。

さらに、地域との連携を深めるためには、地域づくりの中心となる地域協働体との協力体制の構築も必要です。

## 第3章 基本理念と基本目標

---

### 第1節 基本理念

#### 「子どもたちの安全・安心を地域全体で見守り、健やかな成長を支援する」

本プランは、一関市総合計画基本構想に掲げる「自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち」に向けて、子どもたちの心豊かで健やかな成長を願い、地域全体で子どもを見守り、健やかな成長を支援する社会の実現を目指します。

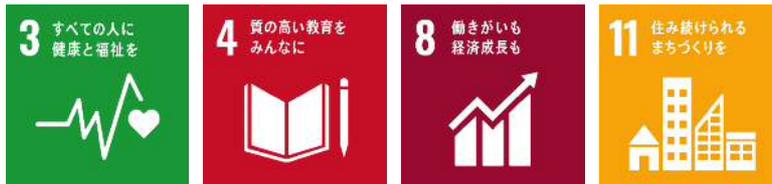


ぼうさい探検マップ発表会（中里）

## 第2節 基本目標

子どもたちを取り巻く社会の変化や課題を踏まえ、目指すべき基本目標を次のとおりとします。

### 1. 安全・安心な居場所づくりを推進します。



### 2. 学び・遊び・体験・交流・生活の場を提供します。



### 3. 地域の教育力で子どもを育む環境づくりを目指します。



※ 目標の推進にあたっては、SDGs を意識して取り組むこととし、達成目標を示すアイコンを示しました。

「SDGs (エスディージーズ)」とは

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標です。

市では、人口減少・高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、企業・団体、学校・研究機関、住民などとの官民連携を進め、日本の「SDGs モデル」を世界に発信する「SDGs 日本モデル」宣言に賛同し、SDGs の推進に取り組んでいきます。

## 第3節 施策の方向性

### 1. 放課後児童クラブ開設の推進

放課後児童クラブが未開設の小中学校区においては、利用希望者のニーズや地域の実状を把握し、地域等との連携を図りながら、民間による運営組織の立ち上げ等を支援するなど、放課後児童クラブの開設を推進していきます。

### 2. 学校の余裕教室活用等による施設整備

少子化に伴い、児童が減少していく状況の中、放課後児童クラブの開設場所として、余裕教室の活用も可能になることが予想されることから、運営組織などと協議しながら、余裕教室の活用を原則としつつ、必要に応じた施設の改修計画等についても検討し、基準に適合するよう整備を進めます。

### 3. 市民センターの活用

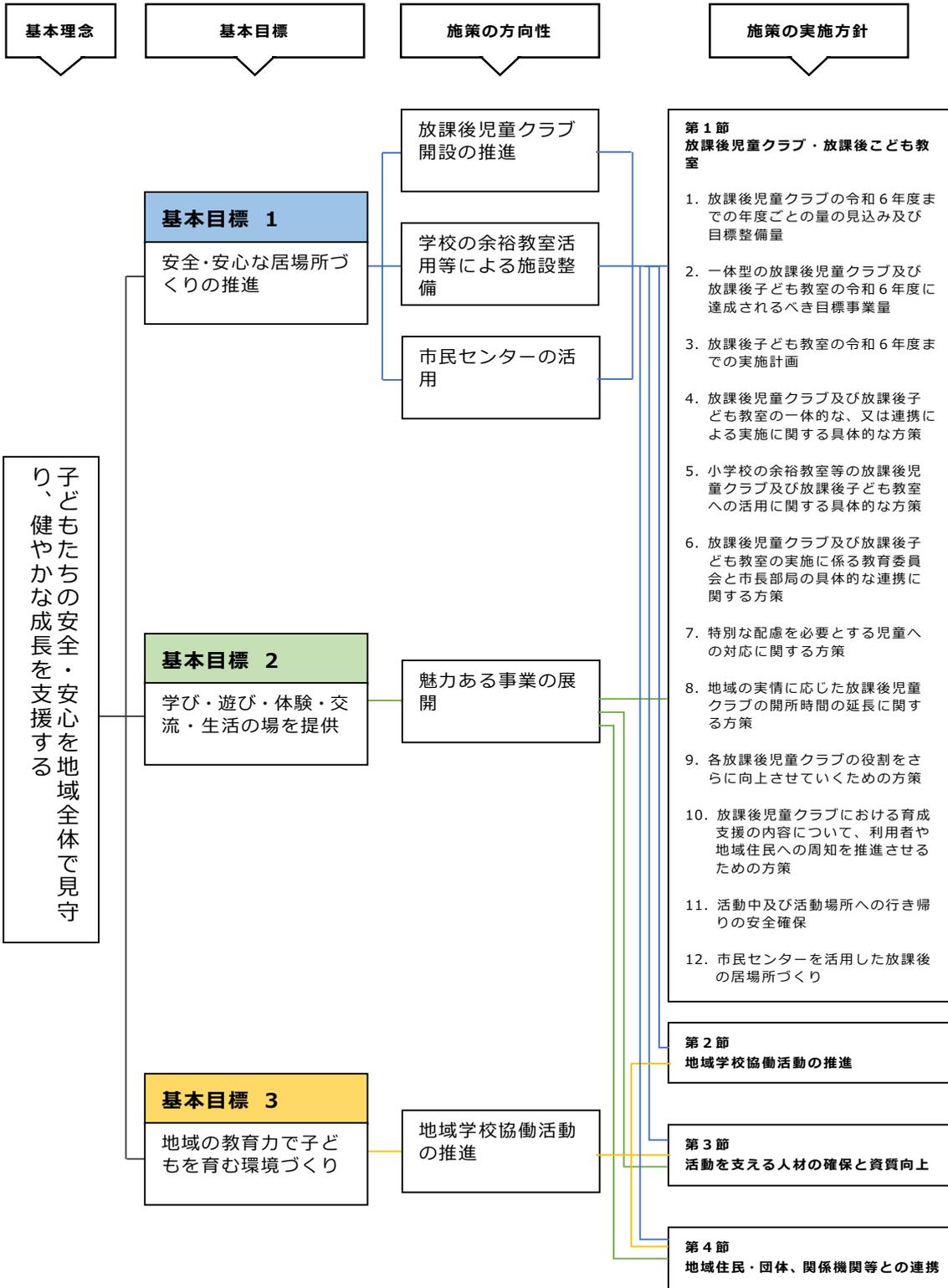
放課後児童クラブ、放課後子ども教室以外の放課後の子どもの居場所として市民センターにおいて放課後の時間帯に子ども向け講座の開設や自主的な活動により、帰宅時間まで過ごせるような取組を進めます。(モデル的な取組を検討します。)

### 4. 魅力ある事業の展開

「学び・遊び・体験・交流・生活の場」のバランスのとれたカリキュラムを提供するために、活動内容を工夫します。

### 5. 地域学校協働活動の推進

従来の学校支援地域本部等による地域と学校の連携体制を基盤として、より多くの地域住民や各種団体等が参画し、地域学校協働活動を推進する体制を整備していきます。



## 第4章 各種施策の実施方針（行動計画）

### 第1節 放課後児童クラブ・放課後子ども教室について

#### 1. 放課後児童クラブの令和6年度までの年度ごとの量（登録者数）の見込み及び目標整備量

放課後児童クラブにおける令和5年度までの量の見込みについては、第2期一関市子ども・子育て支援事業計画において、下記のとおり見込んでいます。

（単位：人／月平均）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一関地域	814	840	853	869	845
花泉地域	120	124	127	151	145
大東地域	90	99	107	113	108
千厩地域	94	103	110	110	109
東山地域	70	64	60	58	55
室根地域	12	12	66	67	65
川崎地域	39	39	44	48	51
藤沢地域	24	23	24	24	23
合計	1,263	1,304	1,391	1,440	1,401

登録数の増加に伴いクラブ室の増設が必要なクラブがある一方で、児童数の減少により継続が難しいクラブもあります。

地域のニーズを把握し、必要性について協議をしながら、各地域・クラブの実情に応じた運営方法や施設形態について検討します。

また、条例において設定された施設基準に適合していないクラブについては、第2期一関市子ども・子育て支援事業計画期間内（令和6年度まで）に対応するよう、放課後児童クラブの運営組織や教育委員会と協議しながら施設の改修計画や余裕教室の活用等を検討し、基準に適合するよう整備を進めます。

## 2. 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

新たに放課後児童クラブや放課後子ども教室を整備する場合は、地域の実情に応じて両者を一体的又は連携して実施することを目指します。

また、既存の放課後児童クラブと放課後子ども教室については、両者が共同で事業の企画や運営を行うなど、連携した取組を進めます。

## 3. 放課後子ども教室の令和6年度までの実施計画

共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにするため、今後の学校統合の動向を鑑みながら、未開設の小学校区への設置に向けて学校やPTA、地域協働体など関係団体と協議します。

## 4. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

一体型又は連携型による放課後児童クラブと放課後子ども教室の共通プログラムを実施するためには、放課後児童クラブと放課後子ども教室のスタッフが共通認識を持ち、企画段階から連携することが必要です。このため、同一学区で放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施している場合は、双方の関係者で話し合いを行うほか、必要に応じて学校とも協議します。

なお、連携型の共通プログラムを実施する場合には、プログラムの実施前後に放課後児童クラブからの移動が伴うこともあるため、地域住民等の協力を得ながら児童が安全に移動できるよう配慮します。

## 5. 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

現在、放課後児童クラブを設置している19か所のうち、3か所が小学校施設を利用しています。また、放課後子ども教室は、平成30年度21教室を開催していますが、市民センター等の公共施設を利用している教室が17教室、小学校を利用している教室が4教室となっています。

小学校の余裕教室等を活用する方法は、児童にとって移動距離、時間が短いことなどや社会資源の有効活用としてのメリットがあります。ただし、現

在、余裕教室は少ない状況にあり、また、必ずしも放課後児童クラブや放課後子ども教室に転用しやすい位置に在していない場合もあります。

今後、少子化の進行に伴う児童数の減少により、余裕教室の発生が想定されることから、余裕教室の放課後児童クラブ・放課後子ども教室への転用や一時利用を学校と連携し、推進します。

## 6. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と市長部局の具体的な連携に関する方策

総合的な放課後対策については、必要に応じて「総合教育会議」を活用し協議、検討をします。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の運営について協議するため、関係機関、団体の関係者で組織する「市子ども健全育成プラン運営委員会」を開催し、連携を図ります。

## 7. 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

前6で記載した「市子ども健全育成プラン運営委員会」等において、個人情報取り扱いに十分に配慮し、情報共有などを行い、より丁寧に対応します。

また、支援内容は各児童により異なるため、対象となる児童に応じた適切な対応の方法等を知るための研修の機会を設けます。

## 8. 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開設時間の延長に係る取組

保護者の就業状況を考慮し、ニーズに合わせた開設時間の延長について検討します。

これらへの対応は、放課後児童支援員等の活動時間にも大きく関わることから、開設時間の延長等に対応できる放課後児童支援員等の確保、経費の拡大などの課題についても、運営委員会等の実施主体と十分な連携を取りながら対応します。

## 9. 各放課後児童クラブが、国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」3④に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

「遊び・生活の場」のバランスのとれたカリキュラムを提供するために、活動内容を工夫し、魅力ある事業展開に努めます。また、地域で受け継がれている伝統行事等を取り入れ、地域の特徴を生かした活動の充実を図ります。

## 10. 国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」3④に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

年度初めの利用児童募集の際に、保護者へ事業内容の説明を行うほか、広報、ホームページなどで活動の様子を掲示するなど地域住民が事業の理解を深められるよう周知します。

## 11. 活動中及び活動場所への行き帰りの安全確保

- ・学校と家庭との情報交換を密にし、出欠確認や帰宅確認を行い、児童の安全を確保します。
- ・事故やけがの防止に努めるとともに緊急時のマニュアルの作成や連絡網を整備します。
- ・子どもたちへの安全指導を保護者とともに徹底します。
- ・地域学校協働活動などによる地域で見守る体制作りを行います。

## 12. 市民センターを活用した放課後の居場所づくり

市民センターは子どもたちが気軽に立ち寄り、宿題に取り組んだり、図書コーナーで読書をしたりできる環境にあります。このことから、放課後児童クラブが未設置の地域や放課後子ども教室がない平日の放課後における安全・安心な居場所として、市民センターを活用することを検討します。また、ほとんどの市民センターでは、土曜日、日曜・祝日、長期休業中に子ども向けの講座を開設していることから、平日の放課後に開設するなどモデル的に実施する市民センターの取組を検討します。

## 第2節 地域学校協働活動の推進

地域学校協働活動は、平成29年3月の社会教育法の改正により、法律に位置付けられました。

改正後の社会教育法では、地域学校協働活動の事業を実施する際には、地域住民等と学校との連携協力体制の整備や、普及啓発活動などの措置を講じることとされています。

本市においても、従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くの幅広い層の地域住民や団体等が参画し、地域学校協働活動を推進する体制として「地域学校協働本部」を整備していきます。

## 第3節 活動を支える人材の確保と資質向上

### 1. 人材の確保

広報紙やホームページ等を利用して住民の参画への啓発を図るとともに、放課後児童クラブと放課後子ども教室のスタッフを広く募集します。

地域や市民センター等とのネットワークを整備し、地域で特色のある活動や、伝統・文化活動などを行っている人材について情報交換を行い、連携・協力しながら多くのスタッフの確保を図ります。

### 2. 人材の資質向上

放課後児童クラブと放課後子ども教室のスタッフが、活動中に児童を見守る際に必要な知識や能力を得るための学習機会の提供に努めます。

県が開催する放課後子どもプランの指導者研修会と、地域学校協働活動事業の研修会について、積極的な参加を呼びかけるとともに、当市でもスタッフの合同研修会を開催し、企画運営についてのノウハウを学ぶ機会を提供します。

#### 第4節 地域住民・団体、関係機関等との連携

基本目標に掲げている「地域の教育力で子どもを育む環境づくり」に向けて、地域住民や団体等の理解と協力を得るため教育振興運動との連携や、広報やホームページを活用し、地域で子どもを見守る意識の啓発を行います。

地域団体（自治会、老人クラブ、女性団体など）やNPO、企業等へも呼びかけ、活動への支援や子どもの見守りなどについて協力を得るよう努めます。特に地域協働体との連携を深め、協力体制を構築していきます。

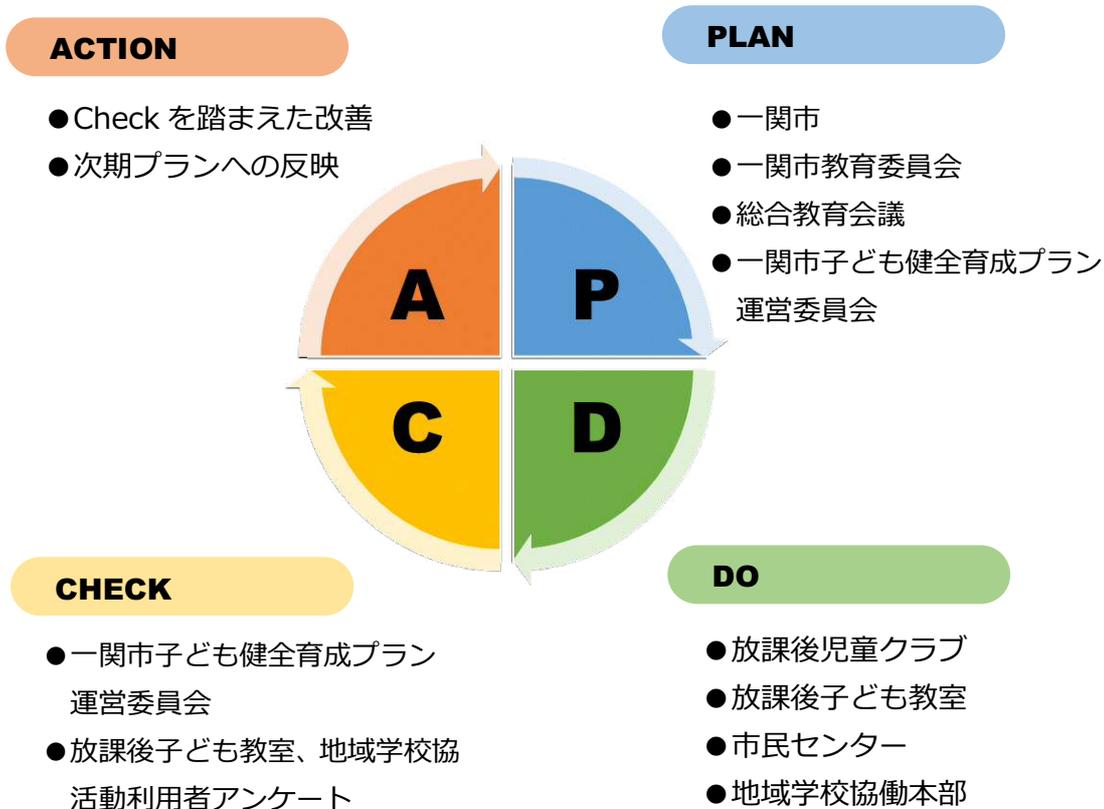


ポテトチップスとフライドポテトづくり（日形）

## 第5章 プランの推進体制

計画に位置づけられる取組については、小学校関係者、PTA関係者、関係団体等で構成する「一関市子ども健全育成プラン運営委員会」により計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価するとともに、幅広く意見を聴取し、施策に反映します。

また、継続した利用者アンケートの実施によりニーズを把握し、事業内容の改善を図ります。



**一関市 子ども健全育成プラン**

発行日 令和6年3月

発行元 一関市まちづくり推進部いきがづくり課

住 所 〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

T E L 0191-21-2111 (代表)

F A X 0191-21-2164 (代表)

U R L <http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>